

平成30年度 第5回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成31年3月27日(水) 午後3時30分～午後5時00分
開催場所	松阪市役所第3別棟2階 入札室
出席者 (敬称略)	委員長 楠井 嘉行 (弁護士) 副委員長 村田 裕 (名城大学教授) 委員 坂本 昇 (税理士) 委員 古田 颯子 (司法書士)
事務局	総務部長 三宅 調達係長 柳川 契約検査担当参事 岡野 検査指導係長 野口 契約監理課長 松下 契約係長 渡邊 契約係主任 東
議題	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題1</div> 入札及び契約の状況報告(平成31年1月から3月分) <ul style="list-style-type: none"> ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題2</div> 抽出事案の審議(楠井委員長抽出) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題3</div> 随意契約に係る意見聴取について <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">その他</div> 主な入札制度等の改正事項について 次回開催日程について

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告	
・入札及び契約の状況報告として、1月から3月直近までの工事発注状況と指名停止措置について事務局より説明されたい。	・工事の発注状況について 第4四半期の入札件数は、総数48件。内訳は工事38件、委託6件、不調2件、中止2件で前年度同期と比べ2件の発注件数の減少。契約金額は合計で4億7923万560円となり、内訳は工事が4億1610万8880円、委託が6312万1680円。前年より件数は減少しているが、契約金額は増加している状況となりました。また、4月からの累計は、

委 員	事 務 局
	<p>前年より 25 件増の 482 件、契約金額は約 120 億 4000 万円で前年より約 44 億円の大増。主な要因は合併特例債を活用した大型建築工事を数多く発注したことによるものです。</p> <p>今期の平均落札率は、全体で 83.95%であり前年度よりわずかに上昇したが、引き続き最低制限価格付近での落札率であることから、競争性が十分発揮された結果になったものと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止措置について <p>愛知県あま市発注の工事入札を巡り、請負業者の元取締役が便宜を受ける見返りに市職員に賄賂を渡したとして、贈賄の容疑で平成31年2月27日に逮捕されたことから指名停止を行ったものです。本市において工事・物品ともに登録があるためいずれも指名停止を行いました。指名停止措置期間は、停止措置要綱別表第2の第1号の定める贈賄に関するものであることから24か月の指名停止としましたが、その後の報道によると3月19日に処分保留で釈放されているため今後の動向についても注視している状況です。</p>
<p>●抽出事案の審議（楠井委員長抽出）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・この四半期の抽出案件として、高い落札率の案件、参加者少数となった案件などを、事前に事務局に抽出依頼し、低入札型案件 1 件、入札参加者 5 社以下で落札率 90%以上の案件 4 件、入札参加者が 5 社以下となった案件 10 件、落札率が 90%以上となった案件 1 件、不調・中止案件が 4 件との報告を受けている。 ・低入札調査型案件の「松阪市公共下水道事業松阪第3処理分区502号污水管渠工事」について、事務局の分析について説明されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札調査型案件については、これまでも当委員会からいたいたご意見も基に注視しています。本件では参加者 11 社のうち 2 社が入札書不備により無効、残る 9 社のう

委 員	事 務 局
<p>・希望価格型の2件のうち落札率が53.96%となったマンホールポンプ設置工事について、今回工事の内容、設計金額が適正であったのか、落札率が非常に低かったが品質は確保されているのかについて説明されたい。</p> <p>・落札率は53%台と非常に低い率であったが、履行が可能なものなのか。メーカー製であれば価格を下げられるとしてもある程度かと思うが、手持ち在庫等の処分価格的なものであったりするのか。それとも、もともと設計金額がここまで高くなくてもよ</p>	<p>ち7社が同額で下限値となる75%付近となった状況です。</p> <p>業者の積算能力が高まれば、同額という状況は起こり得るものですが、前回の意見書において意見をいただいているように、最低制限価格との関係と合わせ、現状のように75%で恒常化している状況を見ると、75%という水準が適当であるかどうか引き続き、検証・検討が必要であるとの認識です。</p> <p>・希望価格方式は、積算が見積によるもので予定価格や最低制限価格の設定根拠が乏しい工事や、工事の特殊性や専門性から全国発注しても参加者が限定されるような工事に対し、あらかじめ競争性の担保を目的とした希望価格を提示し、最低制限価格は設定しないこととしている制度です。今期も専門性が高かった2件の工事入札で実施しております。</p> <p>マンホールポンプ設置工事は、下水を流下させるため途中でポンプアップが必要になるが、そのための水中ポンプをマンホール内に設置する工事です。業者見積を基に設計金額の積算を行うものであることから、実際の金額、適正価格の判断が難しいものだが、業者を同種の工事の履行実績を有する者に限っていること、設置する機器もメーカー工場で製造するものであることから、品質は確保されており、適正に工事が施工されていると認識しています。なお、参加業者は3社と少数ではあるが、落札率53.96%と一定の結果が得られたものと考えています。</p> <p>・本工事の内容は、交互運転する2台のポンプ設置するものであり、ほとんどの部分が工場製作の製品で作業としては、ほとんど据え付け工事の部分であることから、ポンプが安く入手できれば落札率が低くとも履行できる工事であると考えています。なお、</p>

委 員	事 務 局
<p>いのものなのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同様に希望価格型で発注の総合運動公園多目的広場不陸整正工事の落札率が68.97%であったことから、最低制限の設定がないと、落札率は低下していく傾向が見受けられると思う。希望価格型・低入札調査型とも今後も落札率や工事品質について注意して制度運用されたい。 ・ 落札率90%以上となった林道波留相津線(1号箇所)災害復旧工事は、参加者22社中が1社を除いて、最低制限価格を下回り落札外となり、落札率が97.07%となっている。この状況について説明されたい。 ・ 制度上予定されるものであるためやむを得ないが、最低制限価格の弱みの部分が出たものと理解する。 ・ 不調となった高須芝生排水機場施設改修工事について状況と今後の対応について説明されたい。 ・ 入札参加者5社以下で落札率90%以上の案件4件について説明されたい。 	<p>機器類が業者見積りにより設計額の積算を行うものでありますが、その見積りは定価ベースで提示されることもあることから、その妥当性の判断がつかない部分もあるため、最低制限を設定していません。ポンプを自社製造できる業者、ポンプメーカーの代理店である業者、他から調達してくる必要がある業者などの状況によって対応できる価格が異なったものだと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も状況を注視して適切に制度運用していきたいと考えています。 ・ 予定価格算出率が、99.92%と高い率となり、1社を除いた21社入札がその額未滿で算出した最低制限価格を見込んでの入札となったことが原因と考えられます。多数の応札者がいた状況で今回のような結果になったことは少ないものの、従来から一定程度発生している事象であり、制度がもともと予定しているところです。 ・ この工事は施設の分電盤などを改修する電気工事で市内業者を対象とした入札であったが、施設内の機械設備との連動性が求められる部分で特殊性があることから、参加が敬遠されたものと考えております。現在原因の精査を行い来年度で契約できるように対応を図っているところです。 ・ 田原新町道路修繕工事は、前回発注時参加者が無く不調となった案件だが、地域指定条件廃止、資格総合点数を750点未滿へ変

委 員	事 務 局
	<p>更などの条件変更を行い再入札したところ、3社の参加があったが2社は同日落札制限で無効となった結果、予定価格と同額での応札業者が落札となったため落札率が100%となりました。</p> <p>殿町中学校バックネット設置工事も同様に前回発注時参加者が無く不調となった案件だが、仕様内容に若干の変更を加え設計金額を増額しての再入札を行ったところ、2社の参加があったものの高い価格での競争となり落札率が98.58%となった。これは前回の委員会での説明のとおり、この時期には各建築工事業者が手持ち工事がいっぱい状況で参加できる業者が少ない状況のもと、競争性が低下していたことによるものと分析しています。</p> <p>リサイクルセンター洗車場土間改修工事も建築一式工事であり業者の手持ち状況や設計金額が小額であることから多くの参加が望めず、参加4社の内1社が予算超過、残る3社も高値での応札であり結果的に落札率が95.80%となりました。</p> <p>日野町（ベルタウン）汚水管路修繕は、設計金額も小額であり発注時期が遅かったこと、町中の工事であるため、条件がよい工事とは言い難いことから参加が1社しかなかったもので、落札率が98.89%と高くなったものと考えています。</p>
<p>●随意契約締結に係る意見聴取について</p>	
<p>・この四半期の随意契約について対象案件を事務局から説明されたい。</p>	<p>・今期対象の随意契約は28件。新規案件について重点的に説明を行います。 （・・・新規案件のみ記載・・・）</p> <p>① ICT 支援員業務委託 本業務委託は、平成23年度の総務省と文科省の委託事業を受けて取り組みを開始したICT機器を活用した教育の情報化の事業において、機器の活用を支援するためのICT</p>

委 員	事 務 局
<p>・昨年度までは一千万円未満の随意契約であったが、どのような理由での増額されたものか説明されたい。</p> <p>・具体的にどのようなことを行う業務か。</p> <p>・児童一人ひとりがそれぞれ端末を使用できる環境なのか。</p> <p>委員会としての意見</p>	<p>支援員業務委託を継続するもので、平成 31 年度も「新たな学びの創造事業」として予算化し、平成 32 年度に本格実施となる新学習指導要領を見据えた取り組みを推進していく予定です。事業の継続、発展にあたり、タブレット端末等の ICT 機器の導入校が増えていくことを鑑み、ICT 支援員を 3 人態勢とし、教職員との連携を図りながらの授業支援、機器の管理や保守点検等、現場のニーズに合致した支援をこれまで以上に行っていく必要があります。</p> <p>この業務委託は、これまでの取組を継続し、松阪市として本事業を推進していくためには必須のものである。本業務を十分に理解し、松阪市の ICT 環境の構築状況や教育活動にも精通した上で、業務を遂行できることが必要となり、現行業者以外にその業務を担うことは難しい状況です。</p> <p>契約にあたり、競争性の働かせる一般競争入札を視野に入れ、県内各市や業者に聞き取り調査を行ったものの、ICT 支援員の業務委託の他市事例がほぼ無いことや、同等の業務を行っている業者がほぼ無い状態でした。以上の状況から地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号により、現在の業者との随意契約を締結しました。</p> <p>・前年度までは、ICT 支援員が 2 名であったが今回から対象校の増などの業務量増加にともない 1 名増員の 3 人態勢に拡充したことにより、契約額が一千万円を超えたものです。</p> <p>・市内小中学校 47 校の各学校を巡回し、教員によるタブレット端末等を利用した授業に補助として現場に入っのサポート業務と、教員に対する研修、運営補助や使用教材の作成の支援等の業務を行っています。</p> <p>・先行した三雲中学校等多数の学校で配備を進めているところです。</p>

委 員	事 務 局
<p>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p> <p>4 社のうち契約相手となった事業者はどういった評価であったか。</p> <p>・ 内容点、価格点の評価のバランスは何対何か。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p>	<p>.....</p> <p>② 英語コミュニケーション力向上推進事業に係る外国語指導助手（ALT）派遣業務</p> <p>本事業は、ALT を学校に適正配置し、外国語教育の推進を図るもので、公募型プロポーザル方式により派遣業務事業者を募集し、4社が参加表明あった。2月に審査委員会を開き、最優秀提案者の事業者を派遣業務契約候補に決定。本プロポーザルでは、特に「ALTの採用及び研修体制」及び「教員に対する支援体制」について重点的に評価を行ったものであるが、同事業者は、外国語指導助手や教職員の指導力向上を図る研修、授業で活用できる教材が充実している点で特に評価されたことから、当該事業者を最優秀提案者と決定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結しました。</p> <p>・ 当該事業者の評価は、内容点では2位、価格点では3位で、総合では1位となりました。前述のとおり「ALTの採用及び研修体制」及び「教員に対する支援体制」が優れていると判断されたものです。</p> <p>・ 内容7対価格3という内容を重視した評価基準となっています。</p> <p>.....</p> <p>③ コンビニ収納サービスに関する地方税等収納に係る契約</p> <p>平成19年度にプロポーザル方式で募集を行って2社の応募から収納代行業者を決定し契約し、その契約を更新してきたが</p>

委 員	事 務 局
<p>委員会としての意見</p> <p>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p>	<p>方法を見直し、債務負担行為設定のもと5年間の契約を行うものです。</p> <p>納付書には、税目・金額等とともに、収納先を判断するバーコードを印字することで集約先を明確にし、納付データ及び納付金額が当市に送られる。納税者の利便性を考慮し、納付書の利用期間は最長1年間として発行しているが、集約先の変更が生じると、新たな集約業者の取扱う納付書と、既に発行済みの1年間有効の納付書の集約も必要となることから、旧集約業者とも重複して1年間契約が必要となる。また、2種類の納付書が出回ることによって、集約リスクが高くなります。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号により前回の契約締結業者との随意契約を締結しました。</p> <p>.....</p> <p>④ まつさかファミリーサポートセンター事業運營業務委託</p> <p>本業務は、子どもの預かりの援助を行いたい方と援助を受けたい方からなる会員組織のファミリーサポートセンターにて、会員の募集・登録、相互援助活動の調整・把握等の業務を行い、地域の育児の相互援助活動の推進や病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急児の預かり等多様な支援の要請に対応する業務です。</p> <p>本事業は、平成15年12月から現在までNPO法人に委託している。当初委託先の選考は、運営希望団体を公募し、「ファミリーサポートセンター委託団体選考委員会」において、応募2団体によるプロポーザル方式で決定した。本事業は継続によって年々事業効果を増す性質があるため、連続して随意契約を締結しています。</p> <p>会員間の相互援助活動の連絡、調整を行うアドバイザーには子育てに関する専門知</p>

委 員	事 務 局
<p>委員会としての意見</p> <p>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>識と継続的な支援が求められます。同 NPO 法人は、子どもの心を受け止める子ども専用電話も担当する経験豊富なアドバイザーを配置し、これまでの委託期間においては積極的かつ安定した事業運営を行っている。約 600 名の会員と実績のあるアドバイザーを資源に持つ同 NPO 法人への委託が事業効果を発揮する最適な方法であると考えられるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結しました。</p>
●入札制度等の改正事項について	
<p>・ 続いて、制度改正事項について事務局から説明されたい。</p>	<p>(・・・資料により説明・・・)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子入札における入札立会廃止と予定価格算出率の算定方法の改正 ・ 発注基準と実績要件の見直し (過去 10 年以内、60%の実績 →過去 15 年以内、50%の実績) ・ 指名停止措置要領の改正
●次回開催日程及び抽出委員の選出	
<p>・ 今後は今年度審議した内容を踏まえ、平成 30 年度の意見書としてとりまとめていきたい。日程が決まり次第連絡するので改めてお集りいただきたい。</p>	